

令和5年10月5日

令和4年度長門市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに
基金運用状況審査意見書正誤表

【訂正箇所】

	(誤)	(正)
24ページ上から12行目	不納欠損額は市有地占用料の196千円で、 <u>長門市債権管理条例第12条第1項第1号</u> (消滅時効の期間が満了した私債権) による処分となっている。	不納欠損額は市有地占用料の196千円で、 <u>法第236条(金銭債権の消滅時効)</u> による処分となっている。